

## 遅延理由書

柔道整復師法第19条第1項により施術所を開設した日から10日以内に開設届を提出しなければならないところ、(理由) \_\_\_\_\_ のため遅延いたしました。

今後、このようなことのないように注意いたしますので、よろしくお願いいたします。

年 月 日

松山市保健所長 殿

住所

氏名